○南三陸町神割観光プラザ設置及び管理条例

平成１８年３月２２日

条例第１５号

改正　平成２１年３月１０日条例第２１号

南三陸町神割観光プラザ設置及び管理条例（平成１７年南三陸町条例第１４２号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　観光レクリエーション活動のための利便の増進を図るとともに、地場産品の生産及び販売の拡大により、農林水産業等の振興発展を促進し、もって町民のゆとりのある文化的な生活の向上に寄与するため、南三陸町神割観光プラザ（以下「観光プラザ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　観光プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 南三陸町神割観光プラザ | 南三陸町戸倉字寺浜８１番地２３、８１番地２４ |

（指定管理者による管理）

第３条　町長は、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、観光プラザの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第４条　指定管理者が行う観光プラザの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　観光プラザの利用許可に関する業務

（２）　観光プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　その他管理運営に関し、町長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第５条　指定管理者は、法令その他町長が定めるところに従い、観光プラザの管理を行わなければならない。

（利用時間）

第６条　観光プラザを利用できる時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用許可等）

第７条　観光プラザの多目的ホールを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

２　指定管理者は、観光プラザの多目的ホールを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

（１）　公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

（２）　施設又は設備を亡失し、又は損傷するおそれがあるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、観光プラザの設置の目的に反するとき。

（利用許可の取消し等）

第８条　指定管理者は、前条第１項の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

（利用の制限）

第９条　指定管理者は、指定管理者の指示に従わない者があるときは、観光プラザへの入館を禁止し、又は観光プラザから退館を命ずることができる。

（利用料金）

第１０条　利用者は、指定管理者に対し、観光プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

３　利用料金は、指定管理者の収入とする。

４　納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、規則の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める割合に応じて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（１）　町の機関が利用する場合　１０割

（２）　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に定める社会福祉事業を行う施設が利用する場合　１０割

（３）　身体障害者（身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及びその介護者（身体障害者手帳に記載されている障害の等級が１級又は２級である身体障害者１人につき１人に限る。）が利用する場合　１０割

（４）　知的障害者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条第１項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者であると判定された者に対して交付される手帳を有する者をいう。以下同じ。）及びその介護者（知的障害者１人につき１人に限る。）が利用する場合　１０割

（５）　精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及びその介護者（精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が１級又は２級である精神障害者１人につき１人に限る。）が利用する場合　１０割

（６）　町内の幼稚園が教育活動のために利用する場合又は町内のスポーツ少年団が利用する場合　１０割

（７）　他の地方公共団体が主催して利用する場合　５割

（８）　高等学校又は町外の小学校若しくは中学校が児童生徒の教育活動のために利用する場合　５割

（９）　町の機関が共催又は後援して利用する場合　５割

（１０）　前各号に掲げる場合のほか、特別の事由があると認める場合　町長の承認を得て指定管理者が定める割合

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年９月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の南三陸町神割観光プラザ設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第１０条第２項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の南三陸町神割観光プラザ設置及び管理条例第４条第１項の許可を受けている者は、この条例の施行の際に新条例第７条第１項の許可を受けたものとみなす。

附　則（平成２１年条例第２１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の南三陸町神割観光プラザ設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第１０条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用区分 | 季節区分 | 利用料金の額 |
| 多目的ホール | 冬期 | ２時間まで　３００円 |
| ２時間を超える１時間ごと　１５０円 |
| その他 | ２時間まで　２００円 |
| ２時間を超える１時間ごと　１００円 |

備考

１　この表において、「冬期」とは１１月１日から翌年３月３１日までの期間をいい、「その他」とは冬期を除くすべての期間をいう。

２　超過時間に端数が生じた場合は、１時間に切り上げる。

３　入場料、会費その他これらに類する料金を徴収して催しを行う場合の利用における利用料金の額は、町内の社会教育関係団体の利用にあってはこの表に掲げる金額の２倍の額とし、その他の利用にあってはこの表に掲げる金額の４倍の額とする。